

ダスキンヘルスレント鶴見ステーション 運営規程

特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売事業

(事業の目的)

第1条 ヤマトヨ産業株式会社が設置するダスキンヘルスレント鶴見ステーション（以下「事業所」という。）において、

実施する指定福祉用具販売事業及び指定特定介護予防福祉用具販売事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの（以下「専門相談員」という。））が、要支援、要介護状態にあるものに対し、適正な指定特定福祉用具〔指定特定介護予防福祉用具販売〕を提供することを目的とする。

(運営方針) 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

第2条 " 事業所が実施する事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を

営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具〔特定

介護予防福祉用具〕の選定の援助・取り付け・調整等を行い、特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕を販売すること

により利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。"

"2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の

軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。"

"3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める

ものとする。"

"4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括

支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供

する者との連携に努めるものとする。"

"5 前4項のほか、「大阪市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び

運営に関する基準を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第26号）、「大阪市

## 指定介護予防サービス事業者

の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護

予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第31号)に定める

内容を遵守し、事業を実施するものとする。"

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ダスキンヘルスレント鶴見ステーション

(2) 所在地 大阪府大阪市鶴見区鶴見4丁目15-10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(指定福祉用具貸与事業所の管理者兼務)

管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定福祉用具販売事業[指定特定介護予防福祉用具販売事業]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 4名(常勤 4名)

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の選定を行うとともに、その相談に応じる。

福祉用具サービス計画(特定介護予防福祉用具販売計画)(指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成する)の作成・変更等を行う。

(3) 事務員 1名(常勤 1名)は必要な事務を行う

必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

その他の休日 日曜・祝日・8月13日～8月15日・12月

30日～1月3日

(2) 営業時間 午前9時から午後6時

ただし、電話等により、24時間対応可能な体制をとる。

(提供方法、内容等)

第6条 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供方法は次のとおりとする。

(1) 指定特定福祉用具販売指定[特定介護予防福祉用具販売]の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれてる環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。

(2) 特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

2 事業所において取り扱う特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の種目は次のとおりである。

1. 腰掛便座
  2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
  3. 入浴補助用具
  4. 簡易浴槽
  5. 移動用リフトのつり具の部分
- 3 貸与・購入の選択制の商品については利用者に必要な情報提供と提案を行う。

(利用料等)

第7条 特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]を販売した場合の利用料の額は、別添料金表によるものとする。

"2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、事業所から通常の事業の実施地域を

越えて1kmにつき500円とする。"

3 特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。

"4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した

領収書を交付する。"

"5 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に

対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の

文書に署名(記名押印)を受けることとする。"

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実地地域は、大阪府全域とする。

(苦情、ハラスメント処理)

第9条 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者又はその家族からの苦情、ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を構ずるものとする。

"2 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉販売]に関し、法第23条の規定により市区

町村が行う質問若しくは照会に応じ、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って

必要な改善を行うものとする。"

"3 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉販売]に係る利用者からの苦情に関して国民

健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行いうものとする。

"

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

"2 事業所は事故の状況や事故に際して取った措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を

防ぐための対策を講ずる。"

"3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、

速やかに損害賠償を行うものとする。"

4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

"2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用

しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。"

"3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を

保持させるため、従業者でなくなった

後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。"

"4 サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意を

あらかじめ文書で得ておくものとする。"

(人権の擁護及び虐待等の防止等)

第12条事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定 責任者：中田 誠

(2) 虐待防止のための指針の整備及び対策委員会の設置、従業員に対する啓発と定期的な研修の実施

(3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(4) その他虐待防止のために必要な措置

"2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。"

"3 事業所は、サービスの提供にあたり、当該利用者の生命又、は身体を保護するために緊急及びやむを得ない場合

(以下、「緊急時」という。)を除き身体拘束に関わる提供を行わない。なお、緊急時の提供にあたっては医療・介護

のサービス従業者・利用者の家族・行政等の意見を基に行う。"

(業務継続計画)

第13条 "事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスを継続するために、業務継続計画を策定

する。なお、当該計画については、従業者に周知徹底し、必要な研修及び訓練を定期的の実施する。又、定期的に計画の見直しを行う。"

(感染症対策)

第14条 "事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、半年毎に対応を検討する対策会議を開催し、

その結果を従業者に周知徹底を図るとともに、対応方針を整備する。又、従業者に対し、感染症対策の研修及び訓練を定期的の実施する。"

(暴力団排除)

第15条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者と従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員をいう。）ではなく、また事業所の運営について暴力団員の支配を受けません。

(その他運営に関する留意事項)

第 16 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 6 回

2 事業所は、従業者に身分を証明する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する

"3 事業所は、従業員の就業環境を害する性的な言動や権力関係を背景とする言動を防止するための指針を策定し、

従業者に周知徹底を図る。"

4 事業所は、サービスに関する記録を整備し、その提供の日から 5 年間保存する。

"5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はヤマトヨ産業株式会社と当事業所の管理者との協議に

基づいて定める。"

附 則 ・ この規定は平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

・ 価格変更、及び追加、平成 15 年 7 月 1 日から実施

・ 事業所の名称、事業所の所在地、管理者、の変更を平成 17 年 3 月 1 日から実

施

・ 管理者、消毒施設、新規人員の変更を平成 17 年 9 月 1 日から実施

・ この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する

・ 営業日・営業時間・通常の事業の実施地域の変更を平成 20 年 2 月 1 日から実

施

・ 管理者、人員の変更、価格及び追加、営業日を平成 21 年 10 月 1 日から実施

・ 管理者、人員の変更、価格変更及び追加を平成 23 年 8 月 21 日から実施

・ 管理者、人員の変更を平成 23 年 12 月 1 日から実施

・ この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

・ この規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

"・ この規定は、平成 28 年 5 月 6 日から施行する。

・ この規定は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。"

・ この規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

・ この規定は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。